令和6年度 生活保護受給者訪問型保健指導業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

福祉局くらし支援課

1 業務名称

生活保護受給者訪問型保健指導業務

2 目 的

生活保護受給者(以下「受給者」という。)の医療扶助の傾向として、生活習慣病等が重症化し やすいことを受け、疾病の重症化予防や発症予防等健康管理支援の取り組みを行い、受給者の自立 促進を目指した、効果的な訪問型保健指導を行う。

本プロポーザルは、高い技術と豊富な経験・実績を兼ね備えた専門の事業者に、その技術力により効果的な訪問による積極的保健指導方法を企画・提案してもらうことにより、本事業を実現するためのものである。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

ただし、今回プロポーザルで採用された事業者の企画提案において追加の提案があった場合は、神戸市福祉局くらし支援課(以下「くらし支援課」という。)と協議を行ったうえで、必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。

4 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

5 上限額(総額)

20,840,000円 (消費税および地方消費税を含む)

- 6 事業者選定に参加する者に必要な資格
 - (1) 事業者選定参加資格は、下記のア〜エをすべて満たす事業者とする。
 - ア 次に掲げる神戸市契約規則第3条及び第3条の2をすべて満たすこと。

神戸市契約規則(抜粋)

- 第3条 一般競争事業者選定には、特別の理由がある場合を除くほか、当該事業者選定に係る契約を締結する能力を 有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 一般競争事業者選定に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき(不動産の売却に係る 一般競争事業者選定にあっては、本市における不動産の売却に係る契約手続において次の各号のいずれかに該当 すると認められるとき)は、その者について3年以内の期間を定めて一般競争事業者選定に参加させないものとする。 その者を代理人、支配人その他の使用人又は事業者選定代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争事業者選定又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争事業者選定に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 3 前2項に定めるもののほか、一般競争事業者選定に参加しようとする者は、次に掲げる資格を備えなければならない。ただし、不動産その他の物件を売却するときその他特別な理由があるときは、この限りでない。
- (1) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)及び地方税について未納の税額がないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める資格
- 第3条の2 一般競争事業者選定に参加しようとする者は、前条第3項ただし書に該当するときを除き、市長が定めるところにより、一般競争事業者選定に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定に関する申請書を市長に提出して、その認定を受けなければならない。
 - 2 市長は、前項の認定をしたときは、当該申請者に対し、書面により通知を行うものとする。
 - 3 市長は、第1項の認定を受けた者が営業の全部又は一部に関する権利義務を承継し、かつ、その承継を受けた者(以下「承継人」という。)がその営業に現に従事しているときは、その承継人からの申請により同項の認定の承継を認めることができる。
 - 4 市長は、第1項の認定を受けた者が同項の資格を有しなくなったとき又は不正の手段により同項の認定を受けたときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 5 市長は、前項の規定により第1項の認定を取り消そうとするときは、当該取消しの名宛人となるべき者について、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、市長が特にその機会を与える必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 〈参考〉神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(抜粋)
- 第3条 神戸市契約規則(昭和39年3月規則120号。以下「契約規則」という。)第3条第3項(同規則第15条において準用する場合を含む。)に規定する市長が定める資格(第1条に規定する目的に係るものに限る。)は、暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこととする。

- イ 本事業者選定の公募開始日から事業者選定日までの間に、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定) に基づく除外措置を受けていないこと。
- エ プライバシーマークの使用を許諾されていること。または個人情報保護に関する規定の 整備及び体制があること。

7 スケジュール

参加申請・質問受付開始	令和6年5月14日(火)~5月24日(金)
質問に対する回答の発送	令和6年5月27日(月)
参加資格通知の発送	令和6年5月28日(火)
企画提案書提出	令和6年5月29日(水)~6月4日(火)
プレゼンテーションおよびヒアリング	令和6年6月6日(木)
審査結果通知	令和6年6月7日(金)

8 プロポーザル参加にあたっての手続き

(1)参加申請の手続き

ア 参加申請受付期間

令和6年5月14日(火)から令和6年5月24日(金)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前8時45分から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出書類(資格審査用) 各1部

様式は別紙に指定するとおり。電子データの場合、ファイルの形式はPDFとする。

- ① プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式1)
- ② 委任状(代表者以外の者が申請する場合のみ)任意様式
- ③ 事業経歴書及び業務報告書(直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載)任意様式
- ④ プライバシーマーク登録証写しまたは、登録がない場合には、個人情報保護に関する規定の 整備及び体制状況が分かる資料

ウ 提出方法

提出書類は郵送(期間内必着)または電子メールにより当課まで提出することとする。 電子メールアドレス: <u>hogo iryou@office.city.kobe.lg.jp</u> メールタイトルを「【参加申請】R 6 訪問型保健指導プロポーザル」と記載すること。

(2) 質問事項の受付および回答

ア 質問受付期間

令和6年5月14日(火)から令和6年5月24日(金)まで(神戸市の休日を定める条例

(平成3年3月条例第28号) 第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前8時45分から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 質問受付および回答の方法

質問は電子メールにより提出すること。受け付けた質問については、令和6年5月27日(月)付けで、すべてのプロポーザル参加申請者に一括して電子メールにて回答する。

電子メールアドレス: hogo iryou@office.city.kobe.lg.jp
メールタイトルを「【質問】R 6 訪問型保健指導プロポーザル」と記載すること。

(3) プロポーザル参加資格の審査および通知

ア プロポーザル参加申請の提出書類により参加資格を審査し、その結果を令和6年5月28日 (火)付けで電子メールにより通知する。

イ プロポーザル参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して電子メールにより通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間および受付時間

令和6年5月29日(水)から令和6年6月4日(火)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の期間中、午前8時45分から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出書類

- ア 企画提案書提出届(様式2)
- イ 企画提案書(様式3)
- ウ 業務実績調書(様式4)
- ウ 業務実施体制(様式5)
- 工 見積書(様式6)
- オ プレゼンテーション出席予定者名簿(様式7)

(3)提出方法

提出書類は電子メールにて、当課まで提出すること。

電子メールアドレス: hogo_iryou@office.city.kobe.lg.jp

メールタイトルを「【会社名】R6訪問型保健指導プロポーザル」と記載すること。プレゼンテーション資料の様式3~6は、社名等事業者が特定される表記をしないこと。

10 プレゼンテーションおよびヒアリング

提出された書類をもとに、業務の実施方法についてプレゼンテーションおよびヒアリングを行 うものとする。

◆日時および場所

令和6年6月6日(木)(予定)

開始時間および場所については、参加者に個別に通知する。

11 審查方法

(1)審查方法

審査については、提出書類の内容をもとに、本プロポーザル選定委員会において審査基準に基づき行い、最も評価の高い1社を選定する。

(2)審查基準

審査基準は次に示す観点から総合的に判断し、公平かつ客観的な審査を行う。評価項目ごとの点数を合計し、最高得点者を選定する。また、応募事業者数に関わらず、6割以上の得点を有することを選定基準とする。

評価項目

- ア 業務実績
- イ 業務目的および業務内容の理解度
- ウ 業務遂行にあたっての体制(従事者の人数・実務経験、従事者の人材育成体制等)
- エ 個人情報の適切な取り扱い
- 才 見積金額

(3) 配点表

項目ごとに評価し、それぞれの点数を合計して 120 点満点で総合評価し、最高得点者を選定する。

評価項目	配点
業務実績	2 0
業務目的及び業務内容の理解度	4 0
業務実施体制	2 8
個人情報の適切な取り扱い	1 0
見積金額	1 0
地元優先性	1 2
合 計	1 2 0

12 審査結果の通知

審査結果は令和6年6月7日(金)付けで、採否にかかわらず書面にて通知する。

13 契約手続

審査結果通知後、すみやかに契約を締結する。ただし、採用された事業者の企画提案により仕様書の変更が生じた場合は、くらし支援課と協議を実施し、仕様書に必要な変更を行ったうえで契約を締結する。

14 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。
- (2)提出された書類は、選考結果にかかわらず返却しない。なお、提出書類や選考結果(不採用となった事業者等の名称・審査結果を含む)は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- (3) 提出された企画提案書の差替え及び訂正並びに期限後の提出は認めない。
- (4) 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、当該企画提案書は無効とする。
- (5) 申請中または選定後に提案者が本プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該企画提案書は無効とする。また選定後の場合、次順位の事業者を選定する。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

15 問合せ先・書類の提出先

神戸市福祉局くらし支援課(市役所1号館5階)

所在地:〒650-8570神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話:078-322-5202

電子メール(質問受付,プロポーザル資料送付先): hogo_iryou@office.city.kobe.lg.jp